

# 入 札 公 告

条件付き一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定に基づき次のとおり公告する。

令和7年8月1日

栃木市長 大 川 秀 子

## 1 入札に関する事項

- (1) 件 名 栃木市国府地域包括支援センター運營業務委託
- (2) 業 務 場 所 栃木市大宮地区（平柳町1丁目除く）及び国府地区内
- (3) 契 約 期 間 契約締結の日から令和11年3月31日まで
  - ・準備期間：契約締結の日から令和8年3月31日まで
  - ・履行期間：令和8年4月1日から令和11年3月31日まで
- (4) 概 要 国府地域包括支援センターの運營業務として、高齢者等を対象とした総合相談支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援、介護予防ケアマネジメント等の業務を一括して委託するもの
- (5) 入 札 方 法 持参入札
- (6) 予 定 価 格 1 2 3, 0 5 1, 0 0 0 円（税抜き）
  - （内訳）① 国府地域包括支援センター運營業務（②③を除く）分  
1 2 2, 2 3 4, 0 0 0 円（非課税）
  - ② 一般介護予防事業（地域介護予防活動支援事業）分  
2 7 2, 0 0 0 円（税抜き）
  - ③ 一般介護予防事業（介護予防普及啓発事業）分  
5 4 5, 0 0 0 円（税抜き）
- (7) 最低制限価格 有（事後公表）

## 2 入札に参加する者に必要な資格要件

本件の入札に参加できる者は、栃木市物品購入等入札参加者名簿に登録を受けている者のうち、次に掲げる要件をすべて満たしている者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当していない者及び同条第2項の規定に基づく市の入札参加制限を受けていない者であること。
- (2) 栃木市競争入札参加資格者指名停止基準（平成22年栃木市告示第144号）に基づく指名停止措置を公告日時点で受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員でないこと。

- (5) 同一人が代表者（受任者を含む。）となっている法人等が、同一入札に同時に参加しようとするものでないこと。
- (6) 栃木市物品購入等入札参加有資格者のうち、その他役務：福祉関連業務に登録のある者であること。
- (7) 本公告の日において、3年以上前から、栃木市内に指定介護保険サービス事業所又は指定介護予防・生活支援サービス事業所を設置していること。
- (8) 介護保険法施行規則第140条の67に規定されている、老人福祉法第20条の7の2第1項に規定する老人介護支援センターの設置者、医療法人、社会福祉法人、包括的支援事業を実施することを目的とする一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項の規定に基づき設立された特定非営利活動法人であること。

### 3 入札日程等

手続き等	期間、期日	方法、場所問合せ先等
仕様書の閲覧等	本公告日から 令和7年9月30日（火） 午後5時まで	本市ホームページを閲覧又はダウンロードすること。
仕様書等に関する質問の提出	本公告日から 令和7年8月27日（水） 正午まで	様式：本市ホームページから所定の様式をダウンロードすること。 提出：栃木市 保健福祉部 地域包括ケア推進課 地域包括ケア推進係に電話連絡の上、持参又はファクシミリにより提出
仕様書等に関する質問の回答	令和7年9月1日（月）	本市ホームページにて公開する。
条件付き一般競争入札参加資格確認申請書の提出	令和7年9月2日（火） 午前9時から 令和7年9月11日（木） 午後4時まで	栃木市 保健福祉部 地域包括ケア推進課 地域包括ケア推進係まで郵送又は持参とし、期間内必着とする。
条件付き一般競争入札参加資格確認書の通知	令和7年9月12日（金）	ファクシミリにより通知する。なお、本書については、ファクシミリと同日に郵送する。
入札参加資格がないとされた場合の理由の説明の求めについて	条件付き一般競争入札参加資格確認書を受けた日の翌日から起算して3日以内。	栃木市 保健福祉部 地域包括ケア推進課 地域包括ケア推進係へ持参により提出すること。
入札	令和7年9月30日（火） 午後1時30分	栃木市役所本庁舎4階 401会議室

積算内訳書の提出	要する。	積算内訳書の様式は、本市ホームページからダウンロードすること。
契約書の作成	要する。	契約書（案）は、本市ホームページにて公開する。

- (注) 1 期間を定めたものについては、栃木市の休日を守る条例（平成22年栃木市条例第2号）に規定する休日（以下「休日等」という。）を除くものとする。また、期日を定めたものについて、その日が休日等にあたる場合は、その翌日とする。
- 2 期間を定めたもののうち、持参等来庁して行う手続き等は午前9時から午後4時までとする。（ただし、正午から午後1時までを除く。）

#### 4 入札保証金等

入札保証金	<p>入札保証金の額は、その者の見積に係る契約金額の100分の5以上の額に相当する額とする。ただし、保険会社との間に市を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき又は過去2年の間に国、他の地方公共団体又は市と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときは、入札保証金の全部又は一部を免除することができる。</p> <p>なお、入札保証金の免除を求める者は、入札保証金免除申請書を令和7年9月25日（木）午後4時までに提出し、承認を得ること。</p> <p>現金で納付する場合は納入通知書を発行するので、令和7年9月29日（月）正午までに栃木市 保健福祉部 地域包括ケア推進課 地域包括ケア推進係に申し出、それをもって納入し、令和7年9月30日（火）午後1時10分までに領収書の写しを提出すること。</p>
契約保証金	<p>契約保証金の額は、契約金額の10分の1以上の金額とする。ただし、栃木市財務規則（平成22年栃木市規則第55号）第89条第1項の各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。</p>

#### 5 入札に関する注意事項

- (1) 落札者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に、当該金額の内、「一般介護予防事業（地域介護予防活動支援事業）」及び「一般介護予防事業（介護予防普及啓発事業）」に係る金額の100分の10に相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格とする（「国府地域包括支援センター運営業務」に係る金額についての加算は、当該業務に係る事業費が消費税非課税であることから行わない。）ので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札書に記載する金額は、当該金額の内、「国府地域包括支援センター運営業務」に

については見積もった契約希望金額の100分の100に相当する金額、「一般介護予防事業（地域介護予防活動支援事業）」及び「一般介護予防事業（介護予防普及啓発事業）」については見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額とし、その合計額を入札書に記載すること。

- (2) 栃木市財務規則（平成22年栃木市規則第55号）第72条の規定により作成した予定価格と栃木市最低制限価格制度事務処理要綱（平成22年栃木市告示第282号）第3条第3項の規定により作成した最低制限価格の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者として決定する。
- (3) 「国府地域包括支援センター運營業務」、「一般介護予防事業（地域介護予防活動支援事業）」及び「一般介護予防事業（介護予防普及啓発事業）」の各業務について、それぞれの予定価格の内訳の額を超えて入札した者は失格とする。
- (4) 入札回数は1回とする。
- (5) 最低制限価格未満の価格をもって入札した者は失格とする。
- (6) 落札者となるべき同価入札をした者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定する。
- (7) 応札者がいない場合は不調とする。
- (8) 落札者がいない場合は不落とする。

## 6 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格者でない者が行った入札
- (2) 条件付き一般競争入札参加資格確認申請において虚偽の申請をした者が行った入札
- (3) 入札参加資格者であって、入札の執行時点において入札参加資格の要件を満たさなくなった者が行った入札
- (4) 入札保証金の全部を納付する場合において、入札保証金はその者の見積に係る契約金額の100分の5に満たないとき。
- (5) 入札書を1件ごとに作成していないとき又は入札公告において示された日時までに所定の場所へ出頭して提出しないとき。
- (6) 代理人による入札の場合において、委任状の提出がないとき。
- (7) 入札者が2以上の入札をしたとき。
- (8) 入札書に記載した金額を訂正した入札又は入札書に記名押印をしないで行った入札のとき。
- (9) 入札書の記載事項が不明瞭で判読できないとき。
- (10) 入札書に必要な記載がないとき。（入札書等記入の注意点参照）
- (11) 入札に際して虚偽又は不正の行為があったとき。
- (12) 入札に際し、不当に連合し、又は著しく不誠実な入札をしたとき。
- (13) 入札に際し、積算内訳書が提出されていない入札
- (14) 積算内訳書（総括表）の合計金額と入札書の入札金額が相違する入札
- (15) 入札保証金の取扱いに係る説明書において入札の無効に該当するとき。
- (16) その他入札に関する条件に違反した入札

## 7 その他

- (1) 本公告に記載したもののほか、入札に係る事項は、栃木市物品購入等契約事務取扱規程（平成22年栃木市訓令第61号）、栃木市物品購入等入札参加者資格審査要綱（平成22年告示第145号）、栃木市物品購入等条件付き一般競争入札実施規程（平成27年栃木市訓令第16号）、及び栃木市物品購入等入札執行事務処理要領等による。
- (2) 仕様書等に関する質問の提出は、上記「入札日程等」の「仕様書等に関する質問の提出」に記載のとおりとするが、その他公告内容等についての詳細及び不明の点については、次に照会すること。

栃木市 保健福祉部 地域包括ケア推進課 地域包括ケア推進係

電話0282-21-2247

FAX0282-21-2670